

お客さま各位

米国の OFAC 規制について

株式会社 徳島銀行

刻々と変化する国際情勢を受け、マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策等の重要性が叫ばれています。弊行は、日本の外国為替及び外国貿易法等の定める経済制裁規制のほか、適用されるすべての経済制裁関連法令に厳格に準拠する方針をとっており、これらに抵触する（あるいは抵触するおそれのある）お取引はお取り扱いできません。

また、米国財務省の外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control（以下「OFAC」））による規制*にも準拠するため、ご依頼いただいたお取引がこれらの規制に抵触するおそれがないか慎重に判断させていただきます。つきましては、お取引の受付後または外国送金到着のご案内後であっても、当該お取引がこれらの規制に抵触するおそれがある場合には、弊行の判断により、お取引の中止または取消等を行うことがございますので、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、OFAC 規制の内容については下記をご参照ください。

記

*OFAC 規制とは？

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

*OFAC 規制の適用範囲とは？

米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建取引が、規制の適用を受けます。本邦でお受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

*OFAC 規制上の理由により、弊行でお取り扱いができない取引

以下の①、②のいずれかに該当する、米ドル建のお取引

- ① お取引の当事者*の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域が含まれている場合
- ② 米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引

(*注) お取引の当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

米ドル建以外であっても、上記①、②のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引

米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与するお取引

※あくまでも、上記は例示であり OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページ（英文）にて、ご確認ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

*OFAC 規制に係るその他留意事項とは？

OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さま自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、予めご承知置きください。

以上

上記事項についてご不明な点等がございましたら、お取引店窓口までお問い合わせください。

お客さま各位

「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制について

株式会社 徳島銀行

現在、我が国は国連安保理決議等を受けて、「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」）に基づき様々な経済制裁措置を講じています。

これらの経済制裁措置の確実な実施のため、外為法第 17 条の規定により、当行ではお客さまのご送金取引が、「貿易に関する支払規制」および「資金使途規制」等に該当しないことを確認させていただいております。お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

○ご送金目的についてのご申告をお願いします。

ご送金目的をご申告いただくとともに、目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地（国名）、船積地域（都市名）、仕向地（国名）（仲介貿易の場合）をあわせてご申告ください。

○お取引が外為法上の「北朝鮮・イラン関連規制」に該当しないことのご申告をお願いします。

- お取引が外為法上の「北朝鮮・イラン関連規制」に該当しないことをご確認のうえ、送金依頼書の所定欄にご申告ください。
- 送金受取人が下記①若しくは②により実質的に支配されている法人その他の団体に該当しないことをご確認のうえ、あわせてご申告ください。
 - 北朝鮮に住所若しくは居所を有する自然人
 - 北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体
- お取引が米国 OFAC 規制などの外国の経済制裁の対象に該当しないことをご確認のうえ、あわせてご申告ください。なお、米国 OFAC 規制については、別紙をご確認ください。

○お取引内容を確認できる資料のご呈示をお願いする場合があります。

窓口でのお受付の際、お取引に係る資料をご呈示いただき、取引内容の詳細を確認させていただく場合があります。また、「貿易に関する支払規制」および「資金使途規制」に該当しないことが確認できない場合には、お取引をお断りせざるを得ないことがありますので、あらかじめご了承ください。

外為法に基づく支払等規制（北朝鮮・イラン関連抜粋）

(1) 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」

- 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入又は仲介貿易に係るもの（平成 18 年 10 月 14 日実施）
- 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの（平成 21 年 6 月 18 日実施）

(2) 北朝鮮の「資金使途規制」

- 「北朝鮮の核関連計画等」に貢献し得る活動」に寄与する目的で行なわれるもの（平成 21 年 7 月 7 日実施）

(3) 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」

- 人道目的かつ 10 万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止（平成 28 年 2 月 26 日実施）

(4) イランの「資金使途規制」

- 「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行なわれるもの（平成 28 年 1 月 22 日実施）
- 「イランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動」に寄与する目的で行なわれるもの（平成 28 年 1 月 22 日実施）

以上

上記事項についてご不明な点等がございましたら、お取引店窓口までお問い合わせください。